

旭川市障害福祉サービス等継続支援事業補助金 Q&A (その2)

Q 1 : マスク, 手袋, 消毒液等の購入費用について補助金を受けたい場合は, どのようにしたら良いか。

A 1 : 本補助金は, 事業所において新型コロナウイルス感染者(濃厚接触者)が発生した場合の, かかり増し経費に対し補助を行うものであるため, 感染者(濃厚接触者)が発生してから, 関係者全員が陰性と認められるまでの期間が補助対象期間となります。この期間に発注したものは, かかり増し経費と認められますが, 定期的な購入と判断される場合は補助対象外となります。

そのため, 購入費用をかかり増し経費として申請する場合は, 上記の期間を明確にしたうえで, その期間中の発注であることが確認できる書類の提出が必要になりますので, ご注意願います。

Q 2 : グループホーム職員より同居家族が濃厚接触者になり保健所のPCR検査を受け, 結果待ちの状況であるとの報告を受けた。現時点では当該職員は保健所によるPCR検査の対象となる段階ではない(同居家族が陽性確定していないため)が, 早期対応のため当該職員を含めた全職員と全入居者を対象にした一斉のPCR検査を自費で行うことにしたが, 補助金の対象となるか。

A 2 : PCR検査費用が補助対象となるかは, 事業所の状況や検査を受ける人, また検査のタイミングによって考え方が変わっていきますので, 事前にご相談ください。

なお別添1の2-(2)に示した対象者の考え方について補足します。

ア 濃厚接触者と同居する職員

→ 上記のケースにおいては, 当該職員のPCR検査費用が該当します。しかし2-(5)-アにあるとおり, 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない一斉検査は補助対象外の判断となります。

イ 発熱等の症状(※)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員(※「症状」とは, 新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱, 呼吸器症状, 頭痛, 全身倦怠感などの症状を指す。)

→ 上記のケースにおいては, 症状を呈するなど感染が疑われる理由がある人を対象にしたPCR検査費用は該当しますが, やはり個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない一斉検査は補助対象外の判断になります。

ウ 面会后, 面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所(居)者

→ こうしたケースで保健所による行政検査が行われない理由としては, その入所(居)者が感染した可能性が低いため, 現段階での行政検査は不要と保健所が判断をしたためと考えられます。

こうしたケースで自費PCR検査を行う場合は, この入所(居)者のほか, 症状を呈するなど感染が疑われる理由がある人のPCR検査費用は対象となります。

Q 3 : 書類への押印が廃止されたが, 電子メールによる申請書の提出や補助金の請求は可能か。

A 3 : 補助金申請の際には領収書等の証拠書類を添付する必要があります。また補助金の請求は補助決定通知を受けた後である必要があるため。補助金申請書の提出, 補助金請求書の送付については郵送又は持参によりお願いいたします。